

国河砂第37号  
平成17年10月17日

都道府県土木主管部長 宛

国土交通省河川局  
砂防部砂防計画課長

### 土砂災害に対する警戒避難体制の緊急的な強化について

標記については、平素より格段のご尽力を頂いているところであり、また「台風等による土砂災害に対する警戒避難体制の強化について(平成17年9月12日国河砂第30号、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長)」等により通知しているところである。この度、平成17年9月の台風14号により、特に九州地方の中山間地域で発生した土砂災害の特徴から、下記のとおり緊急的に実施すべき事項をとりまとめたので、今後の台風等による土砂災害対策として適切な措置を講ずるよう改めてお願いする。あわせて、関係市町村及び関係部局等にこの旨周知するとともに、連携・調整を十分に行っていただくようお願いする。

#### 1 「避難勧告の発令」を支援する情報の提供

- (1) 都道府県は大雨洪水警報等とあわせ、「土砂災害警戒情報」や「土砂災害警戒避難基準雨量」の情報を適時・適切に市町村に対し提供すること。
- (2) 情報提供する際には、市町村の防災担当者が土砂災害の危険性のレベルがわかるように簡潔な見出しをつけるとともに、スネーク曲線などの時間的推移がわかる情報を添付し、簡明な解説文を記載して市町村へ提供すること。
- (3) 平常時から、市町村防災担当者に対して「土砂災害警戒避難基準雨量」の雨量観測所の支配域、レーダー雨量計の活用方法、住民からの前兆現象の有効性を周知、徹底すること。  
(「土砂災害警戒避難基準雨量」の雨量観測地点の位置や、レーダー雨量計による雨域の情報、住民等からの前兆現象に関する情報等を参考に、概ね避難対象地域を特定することが可能である。)

### 2 災害時要援護者への避難時の対応

- (1) 市町村が避難準備情報を発出するための客観的基準が、地域防災計画書に定められるよう、技術的支援を行うこと  
(市町村が高齢者等の災害時要援護者の避難を考慮し、時間に余裕を見て避難勧告を行うことができるよう、地域防災計画を早期に改定し、避難準備情報を定める必要がある。)
- (2) 災害時要援護者の避難行動の支援にあたっては、福祉部門との十分な連携を図り下記のとおり対応すること
  - ・高齢者居住マップなどを利用して平常時から災害時要援護者の居住実態を把握しておくこと。
  - ・内閣府で作成された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等を参考に地域の自主防災組織と連携して避難支援実施に向け検討すること。
  - ・避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、災害時要援護者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する講習を行うとともに、警戒避難基準雨量等に関する情報を提供すること。

### 3 土砂災害に関する情報伝達体制・機器の点検

- (1) 土砂災害警戒避難基準雨量等の情報伝達が豪雨時に確実に行われるよう緊急に機器等の点検を行うこと。
- (2) 停電や電話の不通等豪雨時に想定される多くのトラブルに対し、予備電源を設ける等、情報伝達手段の二重化を行う等の補強をおこなうこと。
- (3) 停電時を想定した情報機器に頼らないヒューマン・コミュニケーションによる情報伝達手段の検討を行うこと。

### 4 土砂災害に関する平常時からの備え

- (1) 土砂災害の特性や前兆現象、土砂災害が発生する雨量、さらに避難所の開設に関する情報等について、市町村が土砂災害ハザードマップ等を積極的に活用して、土砂災害発生のおそれのある地区住民に少なくとも広報誌や回覧板等で周知できるよう、市町村に対し技術的な協力を行うこと。
- (2) 台風14号の災害対応において、住民への直接的な情報伝達手段として、防災行政無線の有効性が改めて確認されたことから、土砂災害相互通報システム整備事業等を活用し積極的に整備することを検討すること。

### 5 大規模崩壊箇所への対応

- ・大規模崩壊が発生した箇所においては、下流集落等への二次災害防止のために、崩壊拡大や流出土砂の状況について、国土技術政策総合研究所や土木研究所のアドバイス等を参考にして十分な監視体制を設けること。